

第9回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第9回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年10月23日(木) 午後1時28分開会・午後3時20分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 20名 欠席 1名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ彥	
		委 員	西野 正和	×		委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 4 . 議 事

報告事項

(報 告)

報告第 14 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議事項

(協 議 ・ 確 認)

協議第 25 号の 1 上水道・簡易水道事業の取扱いについて (再提案)

協議第 32 号 公共的団体等の取扱いについて

(提 案)

協議第 22 号の 2 新町まちづくり計画 (案) について

協議第 33 号 合併協定書 (案) について

確認事項

第 10 回合併協議会開催日程等について

- 5 . 閉 会

第 9 回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成15年10月23日 午後 1 時28分

場 所 南部川村保健福祉センター 2 階プララホール

井上議長 皆さんこんにちは。定刻より少し時間が早いのでありますが、おそろいでありませうので、ただいまから第 9 回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は20人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第 8 条第 3 項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

山田会長 第 9 回協議会をお願いいたしました。全員のご出席を賜りまして、ありがとうございます。

協議内容、報告事項につきましては、お手元にお渡ししている資料のとおりでございます。それぞれ事務局から説明を申し上げますが、その前に、協議事項 2 点について、私の方から基本的なことをまず申し上げておきたいと思っております。

協議事項25の 1 上水道・簡易水道事業の取り扱いについてでございますが、これは既に提案されておりました、再提案という形になってございます。既に提案しているとおり、上水道会計、簡易水道会計を一元化して、独立採算で運営すること、それから水道使用料は両方とも口径別料金体系を一元化すること、こういうことを既に提案をしております。

それで、今回の再提案の内容であります、今申し上げました、既に提案しているこの 2 つの基本的事項には変わりございません。このとおりでございます。このとおり一元化することで、これを経営基本方針としたいという案であります。

ただし、加入者の料金計算につきましては、この基本計画どおりにして、直ちにこれに移行することにつきましては、加入者の料金負担に著しい差が生じてまいります。そこで、新町発足と同時に一元化ということにつきましては、随分調整会議、事務当局で何度も何度も繰り返し協議を重ねてもらいましたが、今申し上げましたように、すぐに一元化することは非常に難しいという結論でありまして、料金の一元化につきましては、当分の間、特例措置を設けることにいたしまして、現行料金制度、現在の南部町の水道料金、南部川の水道料金、この制度をまず運用すると。そして、できるだけ近い時期に一元化できるように努力をして、そして一本化していくというような経過措置をとりたい、このように考えてございます。

後からまた詳しく事務局から話しますが、基本的にはそういうことで提案を申し上げます。

それから、協議第22号の 2 新町まちづくり計画につきましては、お手元に一覧表を差し上げてございます。

当面考えられる事業といたしまして、その一覧表によりまして県とも協議をしましてまいりました。しかし、県といたしましては、財源、あるいは国の補助制度などの制約もありまして、今、これを全部承認するというわけにはまいらないということでございます。

当協議会といたしましても、県のお考えは、これは十分理解できますし、そのとおりだというように理解をいたしてございます。しかし、新しい町のまちづくり計画、いわゆる建設計画としては、いずれも不可欠なことばかりであると思っておりますので、この場合は、そこにお示ししている全項目について、県に対しましては、こういうことを要望するという要望事項と位置づけをいたしまして、そして我々新町につきましては、まちづくりの建設の目標としていきたいということにいたしまして、このまちづくり計画（案）を提出しているものでございます。そのようにあらかじめご理解を賜りたい、このようにお願いいたします。

他は、農業委員会に関する報告事項と、既にもう合併協定書の案まで一応お示ししていることが出てきてありますが、以上のような点をよろしく願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつにいたします。

ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、A委員さん、そしてB委員さんをお願いいたします。よろしく願います。

では、議事に入ります。

議事 の報告事項に入らせていただきます。

報告第14号は、第4回協議会において確認されております農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての報告であります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 それでは、本日の資料1ページでございます。

報告第14号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて報告する。

平成15年10月23日提出、南部町・南部川村合併協議会。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについてでございますけれども、上の欄が15年の5月15日の第5回協議会で確認をいただきました確認事項でございます。その確認事項の一番下の行に、「在任期間については、合併までに調整する」ということで確認をいただいております。

そこで、下に移りまして、「農業委員会の選挙による委員の在任期間については、平成17年3月31日までとする」ということで、本日報告をさせていただきます。

両町村の農業委員会で調整の結果、17年3月31日までで確認をされておりますので、それを受けて、報告といたしたいと思っております。

尚、この件につきましては、合併特例法第8条第4項の規定によりまして、両町村の議会の議決が必要となってまいりますので、本日、在任期間を17年3月31日までとするということをお願いをしてございます。

以上です。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました報告第14号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会委員の在任特例期間についての報告でありました。

この件につきましてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見、ご質問ございませんか。

特にないようでありますので、それでは報告事項につきましてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、前回の第8回協議会において提案をされました2項目の協議事項について、協議を行います。

協議第25号の1 上水道・簡易水道事業の取扱いについてのご協議をお願いします。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 前回提案をさせていただきました資料、第8回の会議資料の1ページでございますけれども、協議第25号の1 上水道・簡易水道関係事業の取扱い、これを提案させていただいてございます。

調整（案）につきまして申し上げます。

水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整をするということをごさしまして、水道会計につきましては、上水道は公営企業法適用の会計でございます。簡易水道会計につきましては、法非適用ということですが、今現在、公営企業法による会計処理として行って、上水道会計と一元化をできるよう検討中でございます。

県のご指導を仰ぎながら、現在、それを進めておるところでございますけれども、両方公営企業法会計にのっとった手法でやって一元化をしていこうというふうに考えております。

それから、使用料につきましては、現在、いろいろなケースを想定して作成をしておりますけれども、簡易水道会計の資産評価をするのに若干時間を要するために、いましばらくの時間をいただきたいと思っております。

簡易水道会計の資産につきましては、ちょっと本日お持ちでないかなと思うんですけれども、第7回の協議会の資料で、財産及び債務の取り扱いのところ、17ページに南部町の上水道会計の資産表を載せてございます。隣に南部川村の施設については金額入っておりませんので、これをまず最初に出したいなということを考えてございますので、その間、しばらく時間をいただきたいということでございます。

それで、本日は事務調整の方向づけといたしまして、この調整方針（案）でご協議をお願いしたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第25号の1上水道・簡易水道事業の取扱いについて、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞご発言を願いたいと思います。

何かございませんか。

Ｃ委員。

Ｃ委員 すみません。確認だけしたいのですが、調整の方針ということで、水道会計の一元化と水道使用料の一本化ということで、この2点についてですが、いわゆる水道使用料についての一本化ですが、これは合併までに調整するのか、時期的な問題ですね、合併後も含めてそういう調整に入っていくのかということと、それから具体的な調整内容のところ書かれている新料金の設定によってという形で、経過措置を設ける方向で調整するというのも書かれているんですが、これもそのまま生きたままで確認というんですか、そういう内容なのかどうかという2点です。

山田会長 合併までも含めてなんですが、色々検討の結果、ちょっと無理だろうというように考えてございまして、まず新町発足の来年10月1日には現行の料金体系で出発するという考え方で。そして、そこから向こうの早い時期ということにして、いつまでということじゃないんですけども、いずれはこれ一本化しなければいけませんので、順を追って精力的に一本化するように調整をしていくということでありまして。

ですから、後のご質問につきましても、それにのっかって、今ここに出している分につきましては、今回のもう確認事項から外れるということにお考えいただいたらと思います。

井上議長 いいですか。

Ｃ委員 はい。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

いいですか。

ただいまの事務局の説明のとおり、将来的な水道料金表など詳細な事務調整は、今後、本協議会に報告されます。

協議第25号の1上水道・簡易水道事業の取扱いについては、局長も申されておりましたように、事務調整の方向づけとして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、協議第25号の1 上水道・簡易水道事業の取扱いについては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第32号 公共的団体等の取扱いについてのご協議をお願いします。
事務局から説明します。

小谷事務局長 それでは、続きまして、これも前回の資料の4ページでございますけれども、お願いします。

協議第32号 公共的団体の取扱いについてということで、調整方針(案)としましては、そこにありますように、公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるということで、(1)としましては、2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。これは、今までにも出てきたわけなんですけれども、例えば農林業振興協議会ですとか体育協会とか、青少年育成町民会議、村民会議、これらについては(1)に該当するのかなと思います。

それから、(2)としまして、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。これらにつきましては、青年団とか婦人会、商工会につきましても、これらに該当するのかなと思っております。

(3)の独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。これは、南部町にございます観光協会とか、南部川村の方にあります文化協会、それから町にあって村にないわけなんですけれども、日赤奉仕団なんか、これらも1町村に1つということなので、こういう独自の目的を持った団体につきましては、現行どおりやっという案でございます。

それで、5ページに代表的なものとして両方の区長会を載せさせていただいております。現況の表で町は15の区長さん、自治会、村は19の自治会ということで、身分としましては、前回申し上げたように、自治振興委員という形で位置づけをしたいなというふうに考えてございます。

それから、若干の違いがございます区長の報酬とか区への補助金・助成金等につきましては、今後調整を進めていきたいと思っております。

右側の備考にありますように、新町における行政組織での区長の位置づけは、自治振興委員(仮称)とし、規則で定める。

新町において区長に依頼する業務については、合併までに調整する。

新町における区長報酬、文書配布手数料、区への助成・補助金等は、合併までに調整するという事で進めていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第32号 公共的団体等の取扱いについて、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

D委員。

D委員 南部川村の区長会では、一応事務局の方から説明していただきまして、南部川村区長会の方はこの案でいいんじゃないかということではありますが、南部川村の区長は区民の皆さんから推薦されて、そして行政と一緒に事業でも何でも行うわけですが、用地交渉とかそういうものも多々一緒にやっていくので、現行どおりやっていただきたいというのが区長会の意見であります。

しかし、新町における区長報酬が現行では4万円と7万円なので、それを合併までに調整するとなっていますが、その辺のところを一度聞いてみてほしいということでもありますので、よろしくお願いします。

小谷事務局長 区長報酬、ここにもございますように、南部川村の場合は均等割7万円と戸数割、1戸当たり950円、南部町は4万円の均等割でございます。

これらにつきましては、幹事会の中で検討中でございますけれども、どこらあたりの数字にするかということについては、まだ決まっておられませんので、今後検討を加えていくわけなんですけれども、その中で、両区長会さんの意見もお聞きしながら、踏まえて調整していきたいと思っております。

区への助成・補助金等の関係もございますので、それもあわせて調整に入りたいと思っております。

ですから、本日確認をいただけましたら、早速事務作業に入っていきたいと思っております。それで、決まりました時点で、またこの合併協議会の場で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

井上議長 今の事務局の答弁でいいですか。

今の件につきましては、事務局長からの話では、両区長会のご意見も聞きながら調整をしていくという答弁でありましたので、その辺の部分でいろいろとまたご意思を伝達されたらという思いであります。

それでは、それでいいですか。

ほかに、E委員。

E委員 この問題は、南部川村で大分長いので、わずか南部川村と南部町との違いだけでも、区長さん方の持っている役割は余り変わらないが、与えられている役割というのは、本当に隣同士やけれども違うのではないかと前から思ってきた。

だから、合併したらどっちに近寄るのか、ど真ん中というのはいったいどの辺なのかと思ってきたのだが。だから協議会事務局や町村の当局あたりも、区長さん方とよく相談してもらって、こっちへ寄ったらこっち側の区長さん方が、「えっ、今までになかった仕事やな」ということになろうし、あっちへ寄ったらあっちへ寄ったで、今度は反対側の区長さんらが、「これで事業進んでいくのか」ということも感じるかもわからない、そこら辺行司をうまくしてあげて、これからのまちづ

くりの一つの柱になっていくのと違うかなという気もするので。

山田会長 ご意見は、新しい町ができてからの運営、運用の仕方になってまいります。

又、古いことを言って申しわけないんですけども、昭和の合併のときも、当時、上南部、清川、高城の区長の任務とか意識というのは、今ここに出てきているのと同じ状態でありました。それで、50年たって今のように形づくられたわけであります。

ですから、今現在違いはありますけれども、新しい町ができて、実際運営をしていき出しますと、どちらに寄りどころとするかということはそのときに決まっていくと思いますが、統一化できていけるといいますし、いかなければならないなど、このように思われます。

南部川村におきましては、かなり行政の面において、先ほどD委員もおっしゃられましたように、いわゆる村の事務につきましても、かなり突っ込んだ協力もしていただいております。その違いにつきましても、どちらがいい悪いということじゃなしに、私の考えとしては、当分は現行どおりの職務というか、任務というか、仕事で進まざるを得ないのじゃないかと、そういうふうに思っております。進むに従いまして、それぞれ調和がとれてくるだろうと、このような考えが成り立つと思っております。

井上議長 F委員。

F委員 ちょっとお尋ねします。区長さんのことについては余りわからないんですけども、(仮称)となっております、この新しい自治振興委員というのは、位置づけとして、今まで区長さんと呼んできた感じとは違うんでしょうか。

山田会長 自治振興委員というのは、新しく考えた名称であります。

南部川村の場合は自治嘱託員という名称を使っています。区長さんとは同人でありますけれども、性格が別々になっているんです。南部川村で今までやってきたのは、各大字の区長さんは各大字で選任されて、区民によって選出されたお方で、そしてその区の代表者であり、統括責任者であるわけですね。その方をもって、村としては、色々行政のお手伝いもしてもらわなければいけないので、その区長をもって、村から自治嘱託員という名称で委嘱をしているわけなんです。その自治嘱託員が今度、自治振興委員というように名前が変わると、このように把握していただければわかりやすいと思います。

井上議長 いいですか。

F委員 そうしますと、何ら変わりなくという、名前がつくことによって、変わることもあるのかなと思いましたので、区長さんというお名前が、女性にしろ子供にしろ、私ども地区でこんなことがしたいとか、あんなことをどうしてほしいといえ、ば、「ああ、それは区長さんのところへ行

って話をしてみよう、聞いてみよう。」そして、区長さんが村の方へ色々してくれるという、何か物すごい橋渡しが強くありまして、困ったことがあれば区長さんのところへという話がもうすぐに出ますので、私どもとすれば、区長さんというのは、本当に1年間お世話になり、区長さんを頼りにしていますので、何か変わるのかなと思ひまして。

ですから、報酬についても、物すごく1年間のお仕事をしてくださっているように思いますので、そのところを計らっていただければと思います。

山田会長 変わりません。変わりませんので、そのようにご安心ください。

南部川村としては、自治嘱託員としてお願いしてある分の報酬でありまして、区の中の仕事なり区長さん本来の仕事は、やはり区民の方でひとつそれは賄っていただくという二本立てになっておりますので、そのようにお願いします。

井上議長 ほかに何かございませんか。

G委員。

G委員 先ほど農林業振興協議会委員の話もございましたけれども、合併すると、農林業振興協議会も当然1つになって、新町の町長さんから委員さんを任命して、組織するというふうになるのではなからうかと思うわけですが、現在、南部川村では、農振の研究団体として、梅郷クラブ、果樹研究会、生活研究グループ、若葉グループ、青年経営者協議会、野菜研究会、林業研究会、7団体の研究団体を持って、一緒にやっているわけなんですけれども、7団体が一緒になって色々なことを研究していくことによって、農業の活性化だとか振興を図ってきたわけですね。

それで、合併して新町においてもそういう取り組みといたしますか、住民レベルでの活力が必要だと思いますので、今、南部川村の方から助成金、350万円ぐらいでしたか、いただいているんですけれども、それを農振が一括して助成金として受け取って、それと農協から100万円余りいただいているわけなんです、それらをこの研究団体へ振り分けて、活動費として使ってもらっているわけなんです、合併してからも、先ほど言いましたように、こういう団体の活動がより活発になされていくことが必要だと思います。合併しても、各団体への助成金が減らされることのないようご配慮をお願いしたいと思ひます。

山田会長 農業振興協議会は、町長あるいは村長から任命をお願いしている団体でございます、今おっしゃられました7団体につきましては、それぞれ任意的な団体であります。ですから、南部川村におきましては、任意の研究団体、果樹研だとか梅郷だとかいう7団体の代表の方をもって、村の農振の委員をお願いをしているという、そういう形になっていきますから、よく主客転倒される面もあるのですが、申し上げたような系統になってあります。

それで、恐らくここから先のことについては私、申し上げる権限ないんですけれども、申し送りをしていくというか、あるべきことだと思いますのは、南部町さんにおいても南部川村において

も、農業は非常に重要な産業になってありますから、農業振興協議会というのは、これは当然継続していくべしだと思います。ですから、新しい町長によりまして農振の委員の任命がなされるべきだと、そのように考えます。

そこで、補助金を減らさんとやってくれということではありますが、これも私、今ここで確約するわけにまいりませんが、農業振興協議会というのを設置して、活動してもらえば、当然経費も要ることありますから、新町長の判断によりまして、当然補助金は出されると思いますし、事務局もそのような考えを持ってもらわないといかんと思います。

額をそのまま保障するかどうかにつきましては、これまたさらに難しくなってくるんですが、そのときの財政状態によりましての増減はあるかもわかりません。ですけれども、それがゼロになるとかというようなことは、農振の委員として委嘱をお願いする以上は、ゼロになるということはないと考えていいと思います。

実は、今年も申しわけないんですが、南部川村の方も財政厳しくなりまして、農振の方の補助金も5%ほど落とさせてもらいましたが、そういうような増減はあると、そのように認識しておいていただければと思います。

以上です。

井上議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

特にご意見もないようですので、協議第32号公共的団体等の取扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。

協議第32号 公共的団体等の取扱いについては、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして前回提案されました2件の協定項目について、協議・確認がなされました。

それでは、今回提案をされる協議事項に移りたいと思います。

協議第22号の2新町まちづくり計画(案)について、事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料の2ページでございます。

協議第22号の2新町まちづくり計画(案)について。

新町まちづくり計画(案)について別紙のとおり提出する。

平成15年10月23日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

皆様方に机の上に、右肩に「資料1」となっております新町まちづくり計画(案)をお配りさせてもらっております。これにつきましては、前々回の第7回協議会で提案させていただいた分から全般的に見直しを行っております。その部分を含めてご説明を申し上げたいと思います。

別冊まちづくり計画の10ページですけれども、ここを若干訂正させていただきます。本文の

下から5行目、「近畿自動車道（平成15年末開通）」、これが前々回の資料では「（平成16年開通予定）」となっておりましたけれども、これを「（平成15年末開通）」というふうに言葉を訂正させていただきます。

それから、続きまして16ページ、合併重点プロジェクトの中なんですけれども、16ページ、中ほどの交流の場の整備の項目の一番下の行ですけれども、「環境保全自然樹林の造成を図ります」ということで、これ、前々回の資料では、「環境保全自然公園の整備」となっておりましたけれども、「環境保全自然樹林の造成」ということで、字句の訂正をさせていただきます。あと、特段変わりございません。

あと、続きまして、新町まちづくりの施策と事業の中ですけれども、23ページで変わってございます。23ページ、以下図表の中に（ ）書きで県事業というのを今回新たに入れさせていただきます。23ページ上の6次産業の振興で4行目、「農用地総合整備事業（県事業）」、これが新たに今回追加をさせていただきます。

それと、同じ23ページ、(2)の教育・文化の充実・創造のところの学校教育の充実で、5行目、「校舎などの補修、改修を推進します」というところまでは一緒で、そこから後、追加してございます。「また、幼稚園については、幼保一元化も見据え、施設の移転改築も含めて検討します」、この部分、追加をさせていただきます。

それから、24ページに移りまして、中ほどの図表18なんですけれども、図表18の4行目、「図書館、公民館等駐車場確保事業」、これにつきましては、前回、「図書館、公民館等増改築事業」となっておったわけなんですけれども、「駐車場確保事業」ということで、駐車場に重きを置いた表現にさせてもらっております。

それから、27ページなんですけれども、公共交通の整備、この中で追加ですけれども、後ろの方にございます「JR紀勢本線南部駅及び岩代駅の整備を図ります」ということで、「及び岩代駅」、この5文字追加をしております。

それから、28ページに移りまして、これは県事業が新たに入っております。道路網の整備では国道424号道路改良事業（県事業）、それとその後、県道改良事業（県事業）が入っております。

2つ目の公共交通の整備で、2行目に駅舎改修事業というのを設けさせていただきます。

それから、公園の整備の（ ）の中ですけれども、合併記念環境保全自然樹林造成、これは「自然公園整備」という表現を「自然樹林造成」に変えさせていただきます。

それから、次の住環境の整備の2行目、河川整備事業（県事業）、これも今回新たに追加をしております。

それから、29ページの図表22ですけれども、図表22の下側の生涯学習センター改築事業（村民センター）、これ、前回の資料では「村民センター改築事業」という一行であったわけなんですけれども、その表現を変えて、「生涯学習センター改築事業（村民センター）」というふうにさせていただきます。

それから、30ページにつきましては、県事業の再整理ということで、前回空白であった部分に、今回、「新町における和歌山県事業」ということで、図表の中を整理させていただきます。

6次産業の振興では農用地総合整備事業、道路網の整備では国道424号道路改良事業、県道改良事業、住環境の整備では河川整備事業ということで入れさせてもらっておりますけれども、この県事業につきましては、現在、県とまだ事前協議の段階でございます。近く県庁内で集約をされまして、11月上旬に回答が来る予定になっております。それを受けまして、11月上旬に法第5条3項の規定によりまして本協議の申請を行いたいと思っております。申請の中身につきましては、今申し上げました和歌山県事業、こういうことで申請をしたいと思っております。

そこで、11月中旬には正式回答が来る予定となっておりますので、次回協議会でご報告申し上げたいと思っております。

それから、一番最後のページで、歳入歳出の表、財政計画ですけれども、ここも若干手を加えてございます。

地方債、前は14億4,100万円ずつ、ずっと10年均等でしたけれども、今回14億9,100万円ということで、事業が増えた関係で、若干金額を伸ばさせていただいております。

それと、歳出のところ、考え方を思い切り変えたのは公債費の欄ですけれども、これはすべて金額変わっております。前は15億6,900万円10年通しであったわけなんですけれども、公債費につきましては、10年間で均一にするため、事業に係る歳入を10年間で均等割りし、歳出でも公債費を均等割りしてございましたけれども、歳出の公債費につきましては、まちづくり計画事業に係る起債の償還よりも、旧町村で今現在借りております地方債への償還に係る部分の方が大きくございますので、均等割りは若干なじまないのではということで、積算の数値をそのまま公債費に載せさせていただいております。これは、実数にさせていただいております。

それから、普通建設事業、これも4億7,700万円伸びております。事業が増えた関係で伸ばさせていただいております。

以上が前回の資料から変わった点でございます。方針的なものとか中身、大きなものについては変わりございません。

それと、参考資料として、皆様方の机の上にA3縦長の紙を配らせてもらっておりますけれども、一番最初、会長が申しておりましたとおりでございます。新町「みなべ町」で想定される施策・事業を一応事務局の方で拾い出してある事業がこういうことです。

前回との違いは、事業名の順番としましては、まちづくり計画本編の施策6項目の順に並べかえてございます。1、産業の振興・創造に関する事業、2が教育・文化の充実・創造に関する事業、3が保健・医療・福祉の充実に関する事業、4として環境の整備・保全に関する事業、5として生活基盤の整備に関する事業、6としまして交流・連携の促進に関する事業ということで、本編に沿った形で事業名を並べさせていただいております。

それと、左端、真ん中より下ほどに丸のついてある部分4つあると思っておりますけれども、前回から今回で追加をさせてもらった分、町道新町線新設事業（仮称）ですけれども、南部町新町地区（市街化道路）ということで、追加をさせてもらっております。

それと、2つ飛んで、村道谷口常楽線改良事業。谷口から晩稲地区、田辺～印南間の広域連携道路という意味も込めまして、今回これを入れさせてもらっております。

それから、1つ飛んで、JR駅舎改修事業。JR駅舎を改修といいますか、トイレの農業集落排水へのつなぎ込みとか公共下水へのつなぎ込み等の問題もございますので、そこらも含めて検討を加えていきたいということで、JR駅舎改修事業を新たに追加をさせてもらっております。

それから、下の方へ行きますとふるさとの川整備（河川公園整備）ということで、河川区域内での公園整備、これを今回追加させてもらっております。低水護岸までにつきましては県の方で河川事業としてやってもらいまして、その上の部分を公園にする、これは新しい町の町事業となりますので、今回追加をお願いしてございます。

ですから、前回から今回へ4件を追加させてもらっております。

それと、一番下、別枠になっております県事業、これは、現在、県への要望箇所の一覧でございます。農用地総合整備、二級河川古川、それから二級河川南部川改修、これは低水護岸の部分で、その上にふるさとの川整備をするということです。あと、県道と国道ずっと並んでおりまして、一番下にため池整備ということで、五反池、これを県に要望してございます。

以上でまちづくり計画についての説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明がありましたように、提案されました協議第22号の2 新町まちづくり計画（案）につきましては、第5回協議会に素案が提案されまして、前回の第8回協議会において内容について確認をされました新町まちづくり計画に、今申し上げた県の事業が追加されたものであります。そして、多少文章の文言の修正、追加されたものであります。

ただいまの説明についてのご意見、ご質問がございましたら、ご発言を願いたいと思います。

ございませんか。

どうぞ、H委員。

H委員 今の施策・事業の中の県事業の要望箇所ですが、田辺印南線橋梁整備事業が入っているんですが、受領からあの辺川までの間の分はないのですか。

山田会長 ちょっと内緒に聞いてほしかったんですが、これは。

新農免計画との関連があるんです。新農免道路計画、東本庄。だから、ここへは入れてなかったんですが、必要性は十分認識をしております。

上の方に農免道路あるでしょう、東本庄の。どこかにあるでしょう、一番上か。東本庄地区農免農道整備事業、本郷～受領地区。これを地図の上へ落としたり、大体平行するんです。そのような関係で、二兎を追うことにつきましては難しさが出てくるので、この場合は、新農免道路の方を優先しようかなという考えでありまして、ご質問のことは、十分必要性も認識しております。

以上です。

井上議長 ほかにございませんか。

ないですか。

意見がないようですので、協議第22号の2新町まちづくり計画（案）については、これで終わりたいと思います。

この件につきましては、提案をされて、また継続審議になっておりますので、次の機会に色々ご協議をいただければと思います。

それでは、2時30分まで休憩をいたしたいと思います。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

井上議長 それでは、会議を再開させていただきます。

引き続きまして、協議第33号 合併協定書（案）についてを事務局から説明します。

小谷事務局長 本日の資料の3ページをお願いします。

協議第33号 合併協定書（案）について。

合併協定書（案）について別紙のとおり提出する。

平成15年10月23日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

皆様方の机の上に別冊で「資料2」となっております合併協定書（案）をお配りさせてもらってございます。

それでは、協議第33号 合併協定書（案）についてご説明を申し上げます。

2町村の合併につきましては、昨年11月19日の第1回会議の開催以来、合併に向けた協議が進められておりまして、新町まちづくり計画を除く項目について賛同をいただき、協議が調いでしたので、ここに合併協定書（案）として提出させていただくものでございます。

なお、この協議会でご協議をいただき、賛同を得ております調整方針について、合併協定書（案）として取りまとめるに当たりまして、表記方法を統一するために修正させていただいた部分がございます。決してご確認いただいた内容を変えるものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、再度説明しながら、修正箇所を申し上げたいと思います。

1 ページ、合併の方式について。南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日について。合併の期日は、平成16年10月1日とする。

3 新町の名称について。新町の名称はみなべ町とする。

4 新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置は、和歌山県日高郡南部町大字芝 742番地とする。第2庁舎は、現在の南部川村役場（和歌山県日高郡南部川村大字谷口 299番地の1）とし、現在の高城支所（広野9番地）と清川支所（清川2223番地）は存続する。

5 字の区域及び名称の取扱いですけれども、字の区域及び名称については現行のとおりとする。

ただし、字の名称については、「大字」を削除した名称に変更するというので、現在、「南部川村大字谷口」となっておりますのは、「みなべ町谷口」ということで、大字を省こうという案でございます。

6 財産及び債務の取扱いについて。合併時において、2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

7 事務組織及び機構の取扱いについて。新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構。指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。簡素で効率的な組織・機構ということで確認をいただいております。前回ご報告申し上げました組織表のようなものを今後、順次提案、ご報告させていただきたいと思っております。

8 条例・規則の取扱いについて。条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備をするものとする。現在、例規集に載っておりますのは、南部町が320本、南部川村328本の全体で648本の条例・規則等でございます。新町では515本の条例・規則が必要になってまいります。これらの大半につきましては、16年10月1日付で専決事項として条例が整備されることとなりますけれども、それまでに調整方針に基づきまして決まった項目につきましては、この合併協議会の場でご報告させていただきたいと思っております。

9 旧町村の慣行の取扱いについて。新町の町章・町民憲章・花・鳥・木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。

10 議員の定数及び任期の取扱い。合併特例について。議会議員の任期及び定数については合併特例法を適用せず、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用した新設選挙とし、首長選挙との同日選挙とする。合併後50日以内に選挙ということでございます。

2 ページに移りまして、新町における議員定数について。新町における議員定数は、16名とする。これは、地方自治法第91条に規定する数としましては22名ですけれども、新町における議員定数は16名とするということで確認いただいております。

選挙区の設定について。合併後、住民の一体性の確保から、新町では全町1区とし、選挙区は設置しないということで確認をいただいております。

11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いですけれども、これは合併特例法第8条を使っております。新町における農業委員会の、選挙による委員の定数は20名とする。現在、両方24名ですけれども、これを20名とする。

南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、互選により20名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。24名のうち、互選をして20名を選んで、その方が在任するということです。

在任期間については、平成17年3月31日までとする。下傍線引いておりますところ、協議会で確認いただいたときには、「合併までに調整する」となっておりますけれども、先ほど報告させていただきましてのように、「平成17年3月31日までとする」と変更させていただいております。

12 地方税の取扱いですけれども、個人町(村)村民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動

車税・町（村）たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

納期については、法定納期を基本に、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性を加味して統一納期を定める。両町村、納期の違いがございましたけれども、これを統一しようということです。

特別土地保有税については、地方税法第 595条に規定する都市計画区域を有する市町村による免税点 5,000㎡に統一する。村は 10,000㎡であったわけなんですけれども、法のとおり、免税点 5,000㎡に統一します。

13一般職員の身分の取扱いについて。これは、合併特例法第 9 条ですけれども、現に南部町、南部川村の一般職員の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容。 として、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 として、職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。 として、職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。 として、職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うということで確認をいただいております。これにつきましては、16年10月1日付で職務執行者より新町の職員としての採用辞令が全員に交付される運びとなっております。

14特別職の身分の取扱いについて。新町の職務執行者については、南部町長と南部川村村長が別に協議して定めるものとする。協議が整いますと、合併協議会の場で報告という形になるかと思います。

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は南部町長と南部川村村長が協議して定めるものとする。法に定めのある部分につきましては、助役、収入役、それから委員会としましては教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会がございます。これらは法にのっとり行います。

15一部事務組合等の取扱いですけれども、2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。これは、南部町・南部川村環境衛生事務組合でごみ処理施設と斎場、火葬場の事務がございます。これは、事務を新町にそのまま引き継ぐということです。

3 ページに移りまして、その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するということで、脱退につきましては、両町村の議会で規約改正をお願いして、加入につきましては、16年10月1日付で職務執行者が専決処分を行うこととなります。

16使用料・手数料の取扱いですけれども、窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一するということで確認いただいております。

それから17番目は、先ほど確認いただいた分ですけれども、公共的団体等の取扱いについて。公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。(1)2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。(2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。(3)同時の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

18番国民健康保険事業の取扱い。国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定して税率による不均一課税として、合併の翌年度から一本化した税率を設定することですので、16年度は当初、両町村で課税をした分、そのまま1年間いくよということでございます。

国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とするということで、現在、南部川村川は5期ですが、8期にするということでございます。

出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。出産育児一時金は30万円、葬祭費3万円、これは両町村違いございません。

高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。委任払制度は残ると思いますけれども、貸付制度については、利用状況等を見ながら、合併までに調整をしたいと思います。これにつきましても、調整の結果、協議会に報告をさせていただきます。

国民健康保険事業の保健事業については、新町において調整する。これは、南部川村で行っております脳ドック、新町になりましても、引き続きやっていく方向で調整に入りたいと思います。

国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。

国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とするということで、被保険者代表が4名、医療機関代表が4名、公益代表4名ということで、12名の委員さんになりたいということです。

国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。

納税協力団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。ここで「納税協力団体」のところの下に線を引いておりますけれども、これ、確認いただいたときには「徴収依頼団体」となっておったわけなんですけれども、表現として適切でないということから、「納税協力団体」ということに修正をさせていただきたいと思います。

19介護保険事業の取扱い。被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。要介護認定・要支援認定にかかわる事務。認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者は3,000円、施設入所者は2,500円とする。認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定めるということで、認定審査会につきましても、旧来どおり2つでございます。それをそのまま残しておこうという案です。

4ページへ移りまして、保険料の徴収にかかわる事務ですけれども、第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とす

る。南部川村が5段階、南部町が6段階ですので、低所得者の方は従来50%の分を30%にするよと。そのかわり6段階として、1.75という枠を1つ設けて、1つ増やして6段階方式とすることにしております。第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整をする。

20消防団の取扱いについて。消防団については、合併時に統合する。南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとするということで、南部町には125名、南部川村には175名の消防団員ございまして、合わせますと300名ということになります。組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。任用、報酬及び出勤手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。

21各種事務事業の取扱いですけれども、21-1として、総務企画関係事業の取扱いについて。住民活動支援補助金（ハード事業）については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化をしていこうということです。

選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。投票所とかポスター掲示場の数等につきましては、現行どおりと考えておりますけれども、区域については、若干検討を要するものがございます。

公有地の占用許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、占用料については、合併後すべての物件について適正な対価を徴収するものとする。これは、NTTとか関電の電柱等を指しております。これにつきましても、合併が10月1日ですので、占用料はいつからもらうのかという問題も生じてまいりますけれども、これらにつきましても調整をして、ご報告申し上げたいと思います。

防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。放送の方法とかは一元化するわけなんですけれども、周波数の変更につきましては、若干時間がかかるのかなと思います。1町村1波と定められておりますので、どちらかの周波数に合わせなければならないと思います。

続いて、21-2保健衛生関係事業の取扱いですけれども、新町における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。胃がんとか大腸がん、子宮頸がん、乳房、骨粗鬆症等の事業ですけれども、現行のとおり。ただし、基本健康診査は集団検診として、個別検診は廃止の方向とする。各種検診については、検診の目的や効果などを検討し、その対象者、実施方法、実施会場等を調整して一元化を図る。

機能訓練事業については、介護保険制度を活用した事業とする。介護保険対象者以外の機能訓練については新町において調整する。

高城診療所については、現行どおりとする。これは、公設民営の形になってございます。

21-3住民福祉関係事業の取扱いについて。保育時間については、送迎の時間とあわせて調整する。また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し、新町において調整する。5ページに移りまして、南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとする。

乳幼児保育については、新町全体を対象に実施する。ここも線を引いておりますけれども、これ、

もともとは「乳幼児保育については南部町の例による」となっていますが、表現を変えさせていただいて、「新町全体を対象に実施する」というような表現にさせてもらっております。

新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。ひかり保育所については現行どおりとする。

高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ、町域全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整する。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、町域全体で実施するよう新町において調整する。これには、福祉手当、親を大切に作る介護手当等が含まれるかと思いません。

各種医療費助成事業（重度心身障害者医療費助成事業・乳幼児医療費助成事業・老人医療費助成事業・ひとり親家庭医療費助成事業）については、県の補助要綱により実施する。

精神障害者医療費助成事業については、重度心身障害者等医療費助成事業に一元化する。

特別医療費助成事業については、新町全体を対象に実施する。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。この傍線の部分ですけれども、もともとは「南部町の例による」となっておったのを、「新町全体を対象に実施する」というふうに表現を変えさせていただいております。

妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については廃止し、新町において次世代育成支援対策として検討する。この「廃止し」という部分が調整方針案の中に入ってあったわけなんですけれども、前の部分に入ってなかったので、明確化するために、条例・制度がなくなるということから、「廃止し」という文字を前に持っていました。

21-4 農林水産関係事業の取扱いですけれども、農業（農林業）振興協議会については、新町において新たに設置する。

農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整する。これは、梅の里村づくり塾とか梅の里源蔵塾等が該当するのかなと思います。

梅振興事業については、新町において引き続き実施する。

梅振興団体への補助金、組織については、新町において調整する。これは、紀州梅の会とか南部郷梅対策協議会、市町村梅対策協議会、紀州梅干しPR推進委員会等の部分でございます。

土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整するということで、地元分担金、上限3割とするということで確認をいただいております。それにただし書きがついておりまして、農地開発は35%ということで、これも確認をいただいております。

続いて、農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担とする。この傍線の部分ですけれども、本来は「南部町の例により調整する」となっていた部分を、このように表現を変えさせていただいております。

林業関係団体補助については、新町において調整する。

漁業関係団体補助については、新町において調整する。

22 - 5 商工観光関係事業の取扱いについて。商工関係団体補助については、新町において調整する。

商工関係街づくり団体支援については、新町において調整する。これは、いきいきタウンマイみなべ推進まちづくり塾のことを指しております。

6 ページに移りまして、観光関係団体補助については、新町において調整する。みなべ観光協会と村の方には梅の里観梅協会がございませう。これらについても調整を図りたいと思ひます。

22 - 6 建設関係事業の取扱いですけれども、都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。都市計画税は取ってございませう。

住宅家賃については、公営住宅法に定められている応能応益方式とする。この傍線の部分、確認のときには、「南部町の例により調整する」ということで確認いただいたわけなんですけれども、「公営住宅法に定められている応能法益方式とする」というふうに表現を変えさせていただきます。

22 - 7 環境衛生関係事業の取扱いですけれども、生ごみ処理機購入費補助金については、合併時に要綱を統一し、補助を実施する。これは、3分の1以内で5万円限度を補助するという事業でございませう。

粗大ごみ等の特別収集は、新町全体を対象に実施する。これは、確認のときには「南部町の例により統一し実施する」となっておりましてけれども、「新町全体を対象に実施する」というふうに表現を変えさせていただきます。

南部川村で行っている粗大ごみの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については、新町において検討する。

資源物（資源ごみ）の拠点回収は合併時に統一し、継続して実施する。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。可燃物の収集につきましては、町は週2回、村は週1回ですけれども、こちらについても調整の必要があるかと思ひます。

ごみの分別の徹底を図るため、新町において指定ごみ袋の導入を検討する。

続きまして、これも先ほど確認いただいた分ですけれども、22 - 8 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて。水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。

水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。

22 - 9 下水道・集落排水関係事業の取扱いですけれども、農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一をする。真空方式と、自然流下方式というんですか、その違いはありますけれども、両町村、合併時に統一をしようということなんです。

農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年をめぐりに新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。これは、現在、南部町が1戸当たり2,000円、1人400

円、南部川村は1戸当たり2,000円、1人560円ということですが、この人口割を、行く行くは排水量割ということで、流した量に応じて負担をいただくということを検討していきたいということでございます。

合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。国3分の1、県3分の1、村3分の1の事業でございます。

22-10学校教育関係の取扱いですが、育英奨学金制度については財団法人南部育英会に一本化し、育英資金の貸付事業を継続する。町が4万円、村が3万円という違いがあったわけですが、これは町育英会の理事会での決定が必要な事項かと思っておりますが、町の育英会に一本化をしようということです。

幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて、新町において施設の移転改築も含め検討する。

幼稚園の保育料については、新町において調整する。

7ページに移りまして、私立幼稚園就園奨励費補助金については、新町全体を対象に実施する。補助基準額については、合併までに検討する。これにつきましても、村にあって町になかった制度ですが、合併が10月1日ということの関係もございますので、いろいろな調整が必要になるかと思っております。参考ですが、公立幼稚園については、低所得者に2万円の補助制度というのがございます。

交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施する。違いとしましては、小学生4キロ以上ということで、町は1万円、村は1万5,000円の違いがございます。

学校給食は、現在実施している学校については現行どおりとし、未実施校については、実施校の方式を参考に、合併後早期に実施する方向で検討する。

学童保育については、現状で継続し実施する。未実施校区での実施については新町において検討する。

22-11社会教育関係ですが、生涯学習イベント等については、合併後、新町において内容・テーマ・開催日・開催場所等を調整し実施する。南部町ではまちづくりを考える集い、南部川村ではフレッシュ梅の里フェスティバル等がございます。

青年団体育成事業は、新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するように調整するというので、南部町青年団と南部川村連合青年団がございます。

成人式については、新町で一元化して開催する。日にちは両町村同じですので、17年1月4日、1カ所でやる方向で検討していくことになるかと思っております。

婦人団体については、合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整するというので、町には南部町婦人会、村には上南部、高城、清川合わせました南部川村連合婦人会がございます。

公民館については、現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区、高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とする。

公民館地区運営委員の設置については、現行どおりとするということで、1館15名ずつの委員が
ございます。

公民館作品展等は、地区公民館事業として実施する。

公民館教室については、自主学習グループへの移行を図る。5カ年を1サイクルとしてやってい
く方向でございます。

新町において、町内の文化活動諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立
を指導する。南部川村の文化協会を残していく方向でございます。

成人教育口座等については、合併後、新町において一元化し実施する。南部町では、ワールド・
アンド・ヒューマン・ナウ、南部川村ではフレッシュ梅の里大学等がございます。

町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐ。

現南部町立図書館（ゆめよみ館）を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城・清
川公民館・岩代公民館分館を図書館分室とするということで、分館、分室方式をとろうというこ
とです。

公民館図書は、図書館図書と位置づける。

体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施するというので、南部川村では
現在、8種目の大会が行われております。野球、ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、バ
スケットボール、バドミントン、テニス、グラウンドゴルフ等がございます。

運動会については、地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。

体育協会については、合併時に一本化をする。体育協会につきましては、南部町は16団体の加
盟、南部川村では13団体の加盟がございまして、それぞれ体育協会をつくっております。

8ページですけれども、人権推進委員会については、新町において一元化を図る。これは、会の
目的に賛同する会員による組織として検討を加えていきたいと思っております。

体育施設の使用料については、現行条例に規定している使用料及び照明料については、その規定
金額を新町に引き継ぐ。

使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に、施設内容・面積等
を勘案し合併までに規定するというのですが、在住者とか在勤者については無料化をして、照明
料だけはいただくということです。参考に、現状を申し上げますと、清川が2,500円、西本庄1,
200円、晩稲が900円となっております。

学校施設に係る使用料については、現在の南部町規定の料金を継続し、この金額を基本に現南部
川村施設について使用料を規定する。

町内在住者・在勤者については使用料を減免対象とし、照明料は徴収するというので、南部
小、南部中の体育館2,000円、グラウンドにつきましては、南部小が1,000円、南部中550円、高
城中700円という状況でございます。

社会教育施設等の使用料については、現行条例に規定している使用料を基本に、面積、設備など
を勘案して使用料の規定を設ける。減免規定を設けるということで、在住者・在勤者は減免とい
うことになるかと思っております。南部川村では現在、公民館に規定がなかったために、新たに設けよう

というものです。

それから、各種団体への補助金・交付金については、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行い、制度化を図る。

同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

21 - 12社会福祉協議会の取扱いですけれども、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整に努める。

事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。これは、1市町村1社協ということで法に定められておりますので、社会福祉協議会の統合が必要になるかと思っております。これにつきましては、社会福祉協議会の法定協議会の方で調整に入っていただいております。

それから、最後、22としまして、新町建設計画。新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとするということで、一番最後の22番目だけは、現在まだ確認をいただいておりますけれども、以上が昨年11月第1回から本日までの確認をいただいた事項でございます。

そこで、最後、9ページ、10ページで調印書という形になるかと思います。両首長が署名、角印を押していただいて、立会人には委員の皆様方に署名をお願いするということになってございます。

以上で合併協定書（案）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

井上議長 どうもありがとうございます。

ただいま説明がありました第33号 合併協定書（案）については、本協議会において協議・確認された合併協定項目を整理して、取りまとめたものであります。

ただいまの説明についてのご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言を願いたいと思っております。

小谷事務局長 すみません。ちょっと訂正させていただきたいと思っております。

8ページで新町建設計画、22と申しましたけれども、恐れ入ります。これ、23の誤りでございますので、訂正方よろしくお願いいたしますと思っております。おわびを申し上げます。23、新町建設計画ということで、よろしくお願いいたします。

井上議長 これ、どういう意味だ。22はどうなるの。

杉本委員 協定書のか。

小谷事務局長 はい、協定書の。

井上議長 22はどういうふうになるの、そうしたら。

小谷事務局長 すみません。もう1カ所、その上、社会福祉協議会の取扱いについては、22 - 1 2、22で事務事業が入りまして、1から12まで並んでおります。それで、別に改めまして、23、新町建設計画ということで。

大変申しわけございません。よろしくをお願いします。

井上議長 合併協定書(案)について、これも提案事項であります。何かご意見、ご質問ございませんか。

小谷事務局長 すみません。番号が大きく違っておるようでございまして、文章の中身としましてはこのとおりでございます。

5ページの22 - 5、これが21 - 5の誤りでございます。

続きまして、6ページでは、22 - 6、これが21 - 6。

ですから、一番最後は22、これが正解でございます。

番号を間違っておりますので、番号を新しく書きかえて、また皆様方に配付をさせていただきたいと思っております。すみませんでした。

井上議長 何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでありますので、協議事項につきましては、委員の皆さん方、それぞれご検討いただき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思っております。

以上をもちまして協議事項の提案を終わりたいと思っております。

続きまして、の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料集の4ページをお願いします。

次回協議会の開催ということで、第10回は平成15年11月25日、火曜日、午前9時、南部町役場3階の大会議室で行いたいと思っております。

この第10回につきましては、今回提案をいたしました合併協定書(案)と新町まちづくり計画(案)について協議をしていただく予定でございます。今までと違いますのは、いつも1時30分からとなっておりますけれども、次回だけはちょっと午前9時から始めたいと思っておりますので、またご案内差し上げますけれども、時間の方、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

井上議長 以上で本日の議事につきましては終了いたしました。

特に委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

ないようであります。

それでは、委員の皆さん方におかれましては、本日、ご多忙にもかかわらずご出席をいただき、また会議の運営にご協力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

では、閉会に当たり、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からごあいさつを申し上げます。

山崎副会長 皆さん方もそうだと思いますが、私も先ほどからお聞きさせていただきまして、感慨無量なものがあるわけであります。

実は、昨日も紀北の議員の大勢の皆さん方と懇談の機会がございまして、その席でもいろいろとお話を伺いましたけれども、なかなか県全体の合併の推進状況は、南部のように枠組みの決まったところもありますけれども、なかなかスムーズに進んでいない。そういうことで、大変議長さん方もご心配をされていらっしゃると思います。紀南におきましてもそうではありますが。

南部におきましては、今日を迎えて、合併協定書の素案を朗読させていただいた次第であります。次の11月25日に最終決定をしていただきまして、12月の初めに、できれば知事さんもお参加いただいて、合併調印、それから同日議会を南部町と南部川村が開催をして、議会の合併に対するご同意をいただく、こういう順序になるわけであります。

ただ、皆さん方、先ほど朗読させていただいておりますが、調整する、調整するという言葉が非常に多いわけであります。これは当然のことでありまして、その調整の内容については、皆さん方にも随分ご協議をいただいたところでもありますけれども、これは当然のこととして議会のご同意を得まして、1月を迎えたら、これも若干ご報告申し上げたと思いますが、合併準備室なるものを設けなければならない。

理屈からいえば、12月の末をもって合併協議会本来のお役目は終了ということになるのかなと、法的にはそういうことであろうかと思いますが、事務局だけで合併準備室をつくりまして、そこでやっていくんだというわけにはまいりません。あるいは、調整事項にいたしましても、いろいろと難しい問題があるわけでありまして、また、それは当然のこととして新町長さんにやっていただかないといけない部分、あるいは10月1日からの50日間の間にやっていただかないといけない部分、それぞれ色々あるかと思っておりますし、また1月から合併の発足する10月1日までに、これは色々コンピューターの問題だけではなしに、色々の作業をしておかなければならんだろう。あるいは、職員の交流等々も行わなければならんだろう。色々なことが出てくるわけあります。

これは、どういう形であれ、皆さん方に合併の10月1日の成立まで、もうあと一回で終わりやなどというふうに思わないでいただきたい。合併協議会の存続は別にしまして、準備室と皆さん方にいろいろご報告を申し上げて、ご意見をいただく、こういう大きな一つの組織として私たちは考えさせていただいております。

具体的にはまた会長からお話があるわけでもありますけれども、そういういよいよ正念場を迎えた、こういうこととございまして、よろしくお祈りを申し上げますとともに、今日まで色々な問題がありましたのに、本当に、特に私は南部川の村長さんを初め、南部川村の委員の皆さん方が非常に南部町のことについて色々のご配慮をいただきました。この席をかりましてお礼を申し上げます。

いと思います。

今後とも、最後の協議会を迎えるわけでありますので、最後に実を上げていただけるようお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

どうぞ、ひとつ最後までよろしくお願い申し上げます。

以上です。

井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の議事日程はすべて終了しました。

ご苦労さまでした。

閉会します。

午後 3 時 2 0 分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員